議案第45号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、埼玉県市 町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変 更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を 提出するものである。

別紙

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約(平成18年指令市第745号)の一部を次のよう に変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「鴻巣行田 北本環境資源組合」を「彩北広域清掃組合」に改める。

附則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行し、変更後の埼玉県市町村総合 事務組合規約の規定は、令和2年4月1日から適用する。